

## 移行用コードの再発行手続きについて

介護分野における特定技能協議会事務局では、協議会申請システムのリニューアルに伴い、構成員の皆様へ新システムへの移行手続きを行っていただくようお願いしております。

移行用の情報につきましては、令和6年4月12日付のご案内の通り、令和6年5月中旬～下旬（※）に受入機関所在地（入会証明書に記載された住所、法人代表者宛）へハガキを簡易書留にて郵送いたします。（※令和6年5月初旬以降に入会された受入機関宛には、令和6年6月中旬に送付予定です。）

- 令和6年4月12日付のご案内（国際厚生事業団ホームページ）

<https://jicwels.or.jp/fcw/?p=18460>

**ハガキを紛失等された場合の移行用コードの再発行手続きは下記の通りとなりますので、予めご留意いただきますようお願いいたします。**

※再発行の場合、再発行した移行用コードを**法人様に送付する郵送料（詳細は下記手順2に記載）については、法人様にてご負担いただく**こととなります。**紛失等をされないようくれぐれもご注意ください**ますようお願いいたします。

※再発行のご連絡を受けてから、移行用コードの**郵送完了までには2～3週間頂戴する予定**ですので、予めご了承ください。

### 【移行用コードの再発行手続き】

#### **手順1. 当協議会事務局窓口へ再発行手続きを希望される旨をご連絡ください。**

ご連絡は、お電話もしくはお問合せフォームよりお願いいたします。

○ご連絡先：

介護分野における特定技能協議会事務局窓口

（公社）国際厚生事業団 外国人介護人材支援部 内

・お問合せフォーム：[https://jicwels.or.jp/fcw/?page\\_id=11](https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=11)

・TEL：03-6206-1262（平日9:15～17:30）

#### **手順2. 当協議会事務局窓口宛に再発行用の返信用切手をご郵送ください。**

下記の通り所定の金額分の切手を封入の上ご郵送ください。（返信用封筒は不要です）

また、申請書を[こちら](#)からダウンロードして必要事項をご記入の上、同封してください。

○お送りいただく切手料金： 簡易書留料金 350円＋郵送料金 84円＝434円分

（※ただしお急ぎの場合は、簡易書留料金 350円＋郵送料金 84円＋速達料金 260円＝694円）

※上記料金は、令和6年9月末までの返送を対象としております。令和6年10月以降は郵便料金が改正される見込みであり、改正後の料金のご同封をお願いいたします。

※切手料金が不足がある場合、切手を再送いただくこととなります。切手料金が所定の金額を超える場合の返金等は致しかねますので、予め金額をお確かめの上お送りいただくようお願いいたします。

○ご郵送先：

〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目17-14 松岡銀七ビル3階

（公社）国際厚生事業団 外国人介護人材支援部内 介護分野における特定技能協議会事務局窓口宛

#### **手順3. 入会証明書に記載された所在地宛に、郵送（簡易書留）にて移行用コードを送付いたします。**

当協議会窓口より、入会証明書に記載された所在地宛（法人所在地・代表者様宛）に、郵送（簡易書留）にて移行用コードを送付いたします。

※法人所在地が移転した等により、**入会証明書に記載された所在地とは異なるご住所への郵送が必要である場合は、法人所在地の移転が確認できる書類（履歴事項全部証明書等）をご提出**いただく可能性があります。以上